

洞爺湖町福祉灯油の購入助成の実施

問合せ
健康福祉課福祉・
高齢者グループ
☎74-3001

原油価格の高騰により、灯油価格の高騰が依然として続いていることから、老人世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯に対し、生活の一助として冬期採暖に必要な福祉灯油の購入助成を行います。

該当する世帯の方は申請が必要です。

■対象世帯

平成26年11月1日現在洞爺湖町に住所がある方で、次の1～4のいずれかに該当する世帯

- ① 満65歳以上の単身世帯及び老人世帯
- ② ①の世帯で、満18歳未満の児童のみを扶養している世帯



- ③ 次の手帳の交付を受けている方が世帯主又は同居する世帯
 - (ア) 1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (イ) Aランクの療育手帳の交付を受けている方
 - (ウ) 1・2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - (エ) ひと親世帯であつて、18歳未満の児童のみを扶養する世帯
- ※申請時において次の世帯は除きます。
 - ① 生活保護世帯
 - ② 施設等に入所又は入院している単身世帯
 - ③ 冬期間町外に滞在している世帯
- 収入限度額（平成26年中の世帯全員の収入合計を月割した額）
 - ・ 1人世帯 月額 10万円未満
 - ・ 2人世帯 月額 13万3千円未満
 - ・ 3人世帯 月額 16万6千円未満
 - ・ 4人世帯 月額 20万円未満
- 持参する物
 - 平成26年中の収入状況がわかるもの
 - ・ 年金の支払通知書又は年金の振込まれている通帳など

- ・ 源泉徴収票
- ・ その他、給与支払明細書等の収入が確認できる書類
- ・ 印鑑
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ※代理申請の場合は委任状が必要となります。
- 申請期限
平成27年2月27日（金）まで
- 申請場所
本庁健康福祉課福祉・高齢者グループ、洞爺湖温泉支所、洞爺総合支所庶務課の各窓口で申請できます。
- 助成の量
一世帯あたり灯油130リットルの灯油購入助成券（現金支給はありませんので、ご了承願います。）

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

問合せ
健康福祉課事務所
（お客様相談室）
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成26年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）



控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

平成26年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方は、翌年の2月上旬に送られます。

国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

予防接種を受ける方は忘れずに

問合せ
健康福祉センター
健康推進・地域包括グループ
☎76-4006

洞爺湖町では、現在、定期的予防接種として高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種、子どものインフルエンザ予防接種及び水痘予防接種などを実施しております。接種を希望されている方や対象となつている方についてはかかりつけの病院などで相談され、早めの接種をすることをお勧めします。